

進路通信

第2号

岩手県立宮古恵風支援学校
進路部
発行 令和6年 7月8日
(年間5回発行)

●高等部 前期現場・校内実習● 6/3(月)～6/21(金)

2、3年生の現場実習、1年生の校内実習が3週間の日程で行われました。ほとんどの生徒が例年どおりに現場実習を実施することができました。1年生は、終日「働く」ことを経験する中で、働くことの大切さや大変さを学び、一人一人が貴重な体験を積むことができました。2年生は、緊張と不安から期待と自信へと気持ちが変化し、自己の適性について考えるよい機会となりました。3年生は自ら進路選択・決定していくための貴重な経験となりました。

一般就労グループ

実習先：佐々総業、いわて生協ベルフ西町、川秀、サンホームみやこ、リアス環境管理、マルイ舗装アグリ事業部、マリンコープDORA、ジョイス宮古千徳店

日頃の作業学習などで学んでいる報告・連絡・相談の仕方など、様々なことを社会に出て実践しました。また、相手に伝わる話し方、報告のタイミングなどを考え、職場の方とのコミュニケーションをとる中で、社会人としての関わり方に挑戦しました。当たり前のことを当たり前に取り組む姿勢を今後の生活に生かしていきたいです。

福祉的就労グループ

実習先：宮古アビリティセンター、SELPわかたけ、みやこワークステーション、ワークプラザみやこ、いずみの里

圏域内の5か所のB型事業所に分かれ、実習を行いました。最初は戸惑いながらも時間が経つにつれ、ひとつの仕事が終わったら確実に報告をし、次の仕事について確認をしながら進めることができました。また、仕事の手順が分かり、指示に従いながら笑顔で作業することができました。

介護サービス利用グループ

実習先：結人、こっとな、みやこワークステーション、わかたけ学園、SELPわかたけ

市内5か所の生活介護事業所に分かれ、実習を行いました。普段学校で行っている作業に取り組んだり、事業所の行事に参加したりしながら、様々な年代の利用者さんと関わることができました。環境に慣れてきた実習の後半には、自分の好きな活動を見つけ、落ち着いて過ごしたり、意欲的に活動したりすることができる生徒が増えました。

1年生 校内実習

活動場所：宮古恵風支援学校の校舎内・外清掃、わかたけ学園の外壁清掃、カーリー亭園場での玉ねぎ収穫

今年も校内実習の初めにプロの清掃業者リアス環境管理株式会社の方をお招きし、清掃についての「基本」を学びました。普段行なっている清掃に苦手意識をもち、消極的だった生徒もいましたが、丁寧に掃除をした後に感謝されることの嬉しさを感じ、「友達」を「一緒に働く仲間」という意識で、より協力して実習に取り組むことができました。これらを生かし、校舎内外の清掃を実践してみると、見違えるほど綺麗になりました。また、わかたけ学園で外部清掃活動を行ったり、毎年参加しているカーリー亭園場でのたまねぎ収穫や南澤果樹園に出向き、農業実習をするなど、汗を流しながら活発に活動することができました。



● 中学部 前期校内実習 ● 6/3(月)～6/14(金)

中学部では年間2回、校内実習を行っています。今回は1年生にとって初めての实習でした。「まごころをこめ『協力』『元気』『集中』」を班目標にして、朝から帰りまで作業学習だけの10日間を全員でやり遂げることができました。実習終了後の報告会では、それぞれの成果や目標の達成について発表し、お互いを称え合いました。



↑実習結団式では個人の目標や、全体の目標を確認して、みんなでやる気を高めました。

↑牛乳パックを細かくし、均一の厚さに型枠に流し込み、カレンダーの台紙を作成しました。

↑1年生は、一日中作業をすることの大変さを感じながらも、挨拶や報告など、働く上での基本的な態度や姿勢を意識しながら取り組みました。



↑紙工班の基本！牛乳パックのラミネートはがしです。乾燥させた後、製品に加工します。

↑報告会では、個人の振り返りを行い、成果を確認しました。また、学部独自に設けた”給料”をもらうことで働くイメージをもつことができました。

<進路についてのコラム>

● 法定雇用率 ●

「障害者の雇用と促進等に関する法律」により、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率（法定雇用率）になるように全ての事業主に義務付けられ、法定雇用率は事業主によって異なります。

今年から法定雇用率の段階的な引き上げにより、民間企業の法定雇用率は2.5%です。従業員を40.0人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。そして、令和8年7月より法定雇用率が2.7%引き上げられ、従業員が37.5人以上の民間企業は、障がい者を1人以上雇い入れる義務が生じます。働ける職場がこの先増えることを大いに期待しています。

● 就労アセスメント ● 「働くための訓練をする」

「就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント」とは、在学中の特別支援学校卒業予定者（高等部3年生）が卒業後に就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合、その生徒が一般就労可能かどうかを見極めるアセスメント（評価）です。宮古圏域では、就労移行支援事業所「ワークプラザみやこ」にて3週間（原則15日間）の実習を行います。自力での通勤が原則で、実習後に評価会議を行います。

普段、一般就労を目指して訓練をしている利用者を就労に導いているワークプラザみやこの支援員さんの視点で、現在の働く力を客観的に判断していただく貴重な機会となります。

就労アセスメントは、市町村福祉課、相談支援事業所、就労移行支援事業所（※18歳未満の場合、児童相談所）それぞれでの手続きが必要です。

※就労・雇用に関する詳細は令和6年度進路の手引きのP15～P16をご参照ください。